

第2回行政改革推進委員会 質問事項に関する回答について

1、質問事項

- (Q1) 施設賠償責任保険や火災保険などについて芦屋町はどんな共済・保険に加入しているか。
- (Q2) マリントラスは昨年、改修工事を行いリニューアルしているが、リニューアル後すぐにトイレ・洗面が故障し現在もその状態である。何を改修したのか。また、なぜトイレ・洗面が故障したままなのか。
- (Q3) 今年の6月にサウナで火災が発生したが、まだ修復されず使用できない。なぜ修復されないのか。
- (Q4) コンプライアンス（法令遵守）について、消火器・ガス検知器などの点検はされているのか。

2、回答について

- (Q1) 施設賠償責任保険や火災保険などについて芦屋町はどんな共済・保険に加入しているか。

(A1) ●施設賠償責任保険について

芦屋町は賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、公金総合保険、補償保険の総合型である「全国町村会総合賠償補償保険」に加入しており、施設賠償責任保険は、そのうちの「賠償責任保険」が該当します。

この保険は、芦屋町が所有、使用または管理する自治体施設の瑕疵（*1）に起因する偶然な事故等により、住民等第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損した場合において、町が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

芦屋町は最高額の保険金が支払われるものに加入しています。

なお、「賠償責任保険」の保険金額（限度額）は下記の表のとおりとなります。

身体賠償	財物賠償	保険料分担金率
3億円	1億円	100.8円／1年間につき住民1人あたり

「全国町村会総合賠償補償保険」の1年間の保険料の算定は4月1日現在

の人口に 100.8 円を乗じた金額となります。

※例えば、平成 31 年度の保険料は、

$$13,838 \text{ 人 (a)} \times 100.8 \text{ 円} = \underline{1,394,870 \text{ 円}} \text{ (円未満四捨五入)}$$

(a : 平成 31 年 4 月 1 日現在の芦屋町の人口)

●火災保険について

火災保険にあたるものは一般財団法人全国自治協会の「建物災害共済」に加入しています。

芦屋町が建物災害共済に加入している建物や動産等が不慮の災害（火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来・衝突・倒壊、車両の衝突・接触、破壊行為、ガラス破損、土砂災害、雪害、風水害）によって生じた損害に対して、規定の定めるところにより、共済金が支払われます。なお、共済金は原状復旧費用がてん補（*2）対象となります。

1 年間の分担金（保険料）は、物件の共済責任額（原状復旧額）を 1,000 円で除した額に下記の分担金基率を乗じた金額を支払います。

普通物件 (共済責任額 1,000 円に対するもの)			町営住宅 (共済責任額 1,000 円に対するもの)		
木造	簡易防火	耐火	木造	簡易防火	耐火
1.090	0.854	0.142	0.38	0.33	0.13

※例えば、100 万円の木造倉庫（普通物件）を 1 年間加入した場合の分担金は、 $1,000,000 \text{ 円} \div 1,000 \text{ 円} \times 1.090 \text{ (分担率基率)} = \underline{1,090 \text{ 円}}$ （年間分担金）

*1) 瑕疵：欠陥、不具合、不備のこと

*2) てん補：保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うこと

(Q2) マリンテラスは昨年、改修工事を行いリニューアルしているが、リニューアル後すぐにトイレ・洗面が故障し現在もその状態である。何を改修したのか。また、なぜトイレ・洗面が故障したままなのか。

(A2) マリンテラスあしやについては、平成 30 年 1 月 4 日から 3 月 31 日まで休業し、空調等改修工事を行いました。オープンから 20 年経過している施設ですので、故障箇所が増えているのも事実であり、昨年の改修工事で全てがリニューアルされた訳ではありません。

トイレや洗面台については、経年劣化等により故障している箇所があるため、指定管理者と協議を行い、随時補修等を行っています。

故障箇所は減少しておりますが、全てが補修完了とまではなっておりませんので、所管課である産業観光課と指定管理者とで 9 月中に現地確認を

行い、早急に対応させていただきます。

(Q3) 今年の6月にサウナで火災が発生したが、まだ修復されず使用できない。
なぜ修復されないのか。

(A3) 6月22日に発生した火災によるサウナの修復については、オープン当初
(平成11年)からのサウナであるため修復に係る部材の確保が困難である
ことや修復費用に関する指定管理者との協議及び保険審査等に時間を
要したため、修復が遅れています。10月中には修復が完了する見込みとな
っています。

(Q4) コンプライアンス(法令遵守)について、消火器・ガス検知器などの点検
はされているのか。

(A4) 各種法令に沿った、消火器・ガス漏れ火災警報設備などの点検は下記のと
おり行っています。

項目	根拠法令	実施回数
消防設備等の点検 ※消火器、ガス漏れ火災警報 設備含む	消防法施行規則第31条の6	2回/年